

平成 2 4 年

第 5 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成24年第5回定例教育委員会日程

日 時 平成24年5月25日(金) 午後1時30分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
北 嶋 扶美子

日程第2 議 案

議案第1号 工事請負契約の締結について (総務課)

議案第2号 我孫子市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定  
について (教育研究所)

議案第3号 我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定  
について (指導課)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	工事請負契約の締結について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 2 号	我孫子市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定 について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 3 号	我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定 について	・ ・ ・ ・ 12

## 議案第 1 号

### 工事請負契約の締結について

我孫子市立我孫子第二小学校校舎増築工事（本体工事）の請負について、次のとおり契約を締結する。

- 1 契約の目的 我孫子市立我孫子第二小学校校舎増築工事（本体工事）
- 2 契約の方法 総合評価方式入札による契約
- 3 契約金額 220,290,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,490,000円）
- 4 契約の相手方 （有）山田建築

平成 24 年 5 月 25 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 中 村 準

### 提案理由

我孫子市立我孫子第二小学校校舎増築工事（本体工事）の請負契約を締結に向け、議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。

## 工 事 概 要 説 明 書

履行 場所： 我孫子市下ヶ戸 6 1 0 番地

履行 期間： 本契約締結日の翌日から平成 2 5 年 2 月 1 5 日まで（予定）

工事の概要： 校舎の増築工事、既存校舎の一部改造工事及び既存浄化槽の1  
改修工事

構 造： 木造 平屋建て

規 模： 建築面積 7 5 2 . 2 0 m<sup>2</sup>

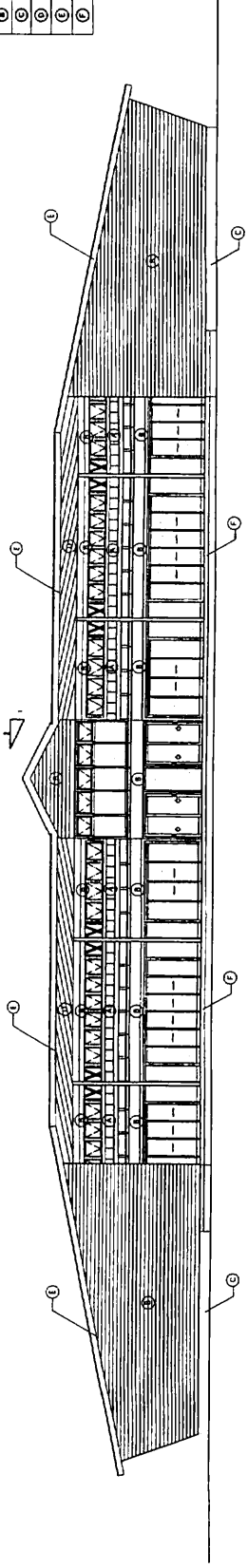
延床面積 6 8 7 . 8 7 m<sup>2</sup>

（増築棟本体延床面積 6 6 5 . 3 7 m<sup>2</sup>）

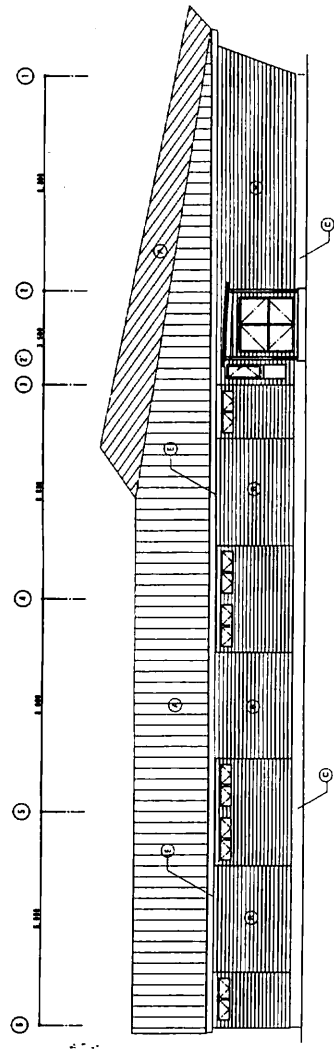
主 な 施 設： 普通教室 6、男子トイレ、女子トイレ、廊下、渡り廊下



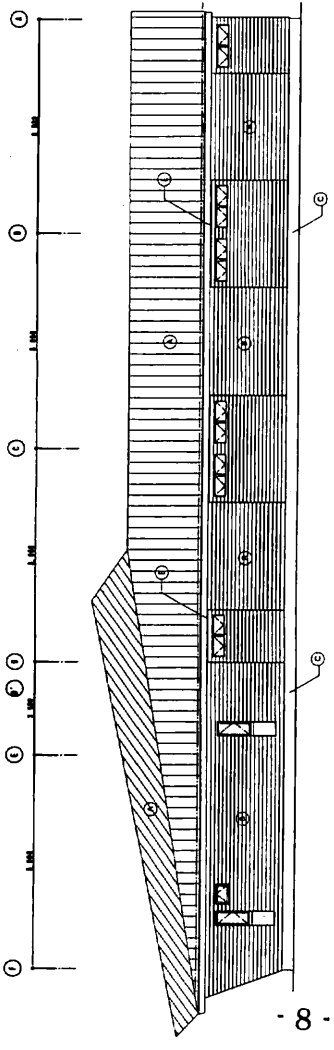
材料表	
①	基礎: 1.0m x 1.0m x 0.3m 基礎コンクリート
②	柱: 1.0m x 1.0m x 3.0m 柱コンクリート
③	梁: 1.0m x 0.3m x 0.3m 梁コンクリート
④	床: 1.0m x 0.1m x 0.1m 床コンクリート
⑤	屋根: 1.0m x 0.1m x 0.1m 屋根コンクリート
⑥	外装: 1.0m x 0.1m x 0.1m 外装コンクリート
⑦	内装: 1.0m x 0.1m x 0.1m 内装コンクリート
⑧	窓枠: 1.0m x 0.1m x 0.1m 窓枠コンクリート
⑨	ドア枠: 1.0m x 0.1m x 0.1m ドア枠コンクリート
⑩	その他: 1.0m x 0.1m x 0.1m その他コンクリート



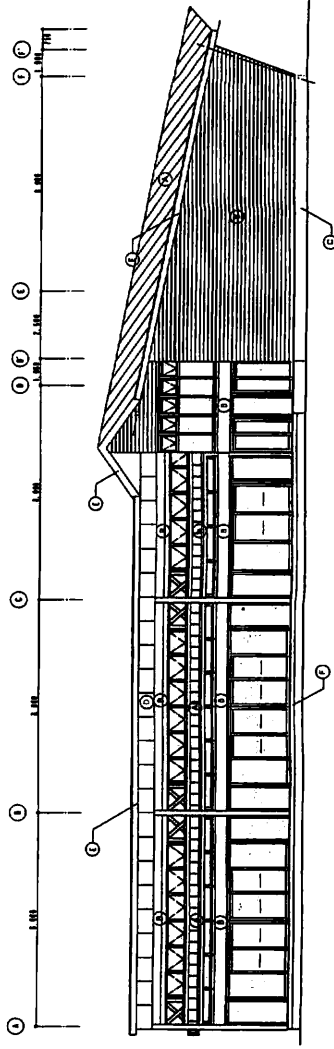
立面図 1:100



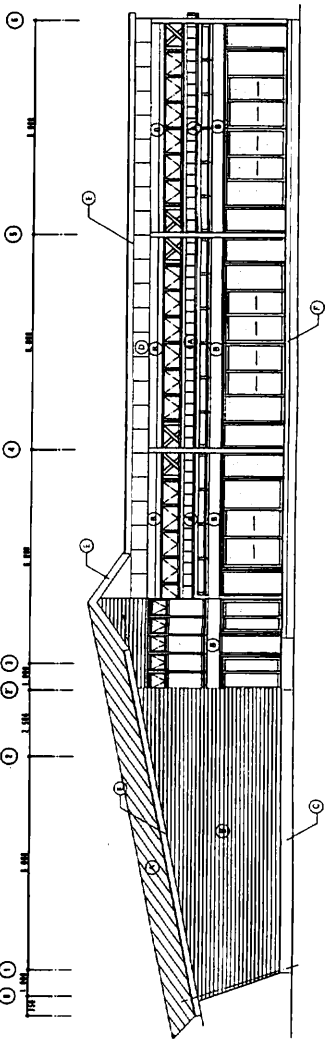
立面図 1:100



立面図 1:100



立面図 1:100

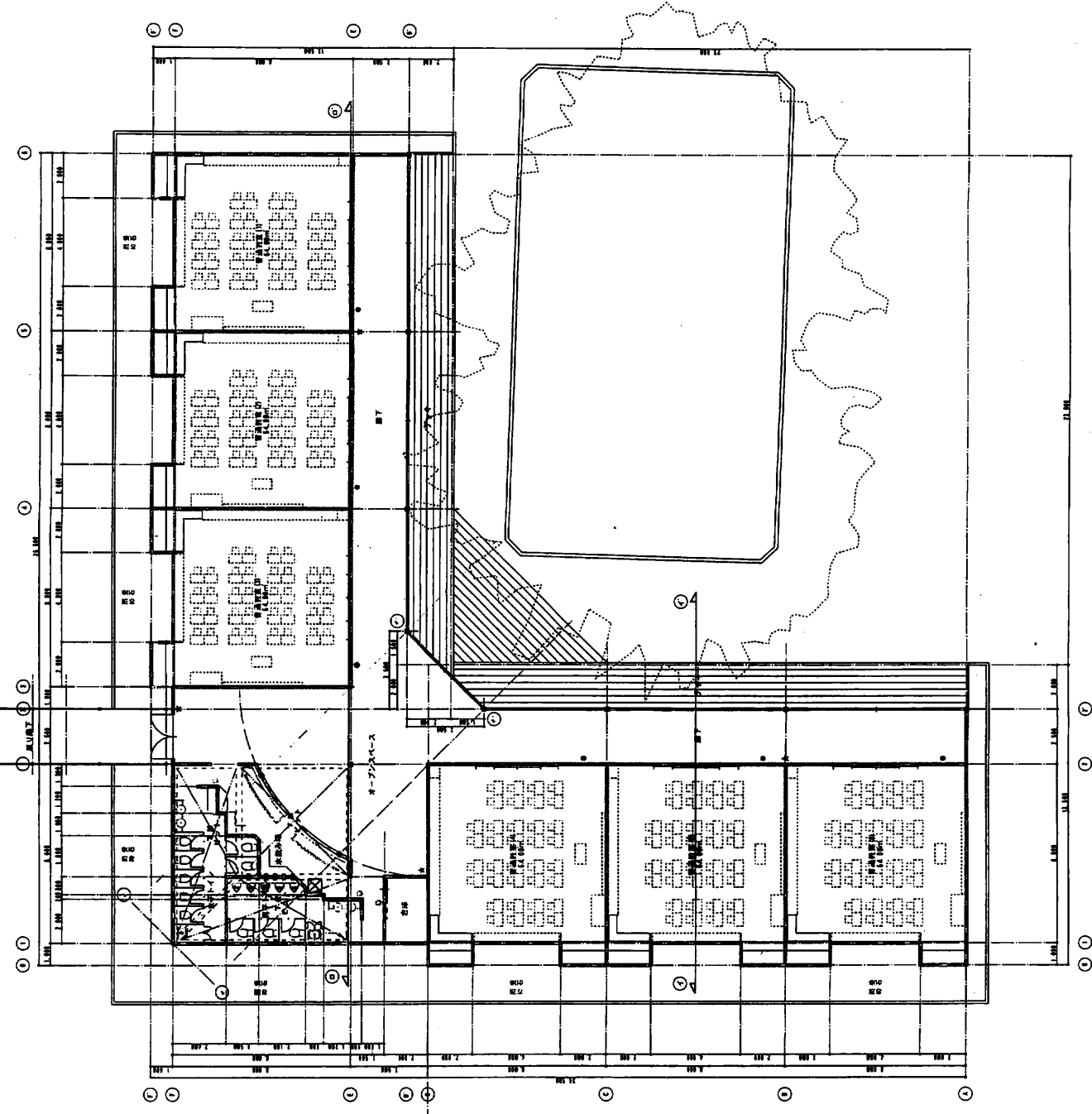


立面図 1:100





株式会社設計院 (建築士事務所) 建築設計事務所  
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 5F (丸の内線千代田駅南口徒歩1分)



## 議案第 2 号

我孫子市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市適応指導教室設置要綱の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 中 村 準

### 提案理由

適応指導教室入室対象者を市内小中学校在籍の児童生徒で、市内居住者に限定しておりますが、市外居住の在籍児童生徒にも対応をしていくため、我孫子市適応指導教室設置要綱の一部改正を提案するものです。

我孫子市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市適応指導教室設置要綱（平成4年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務内容）</p> <p>第3条 適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）長欠等児童・生徒に対する教育相談</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（入室対象者）</p> <p>第5条 適応指導教室の入室対象者は、<u>次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>（1）<u>本市に居住し、小学校又は中学校に在籍する者</u></p> <p>（2）<u>市外に居住し、市内の小学校又は中学校に在籍している者のうち、教育委員会が必要と認める者</u></p>	<p>（業務内容）</p> <p>第3条 適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）長欠等児童・生徒<u>及びその保護者</u>に対する教育相談</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（入室対象者）</p> <p>第5条 適応指導教室の入室対象者は、<u>本市に居住し、小学校又は中学校に在籍する者及びその保護者とする。</u></p>

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

議案第3号

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定  
について

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように  
制定する。

平成24年5月25日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 中 村 準

提案理由

我孫子地区に「認定子ども園」が開園するため、我孫子市幼保小連携協議会  
設置要綱の一部を改正するものです。

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱（平成24年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																									
<p>（設置）</p> <p>第1条 幼稚園、<b>保育園等</b>における幼児期の教育から小学校の教育への円滑な移行を図るため、我孫子市幼保小連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、<b>幼稚園、保育園、認定こども園</b>及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる<b>幼稚園、保育園、認定こども園</b>及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="4">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> <th>認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区	構成機関				小学校	幼稚園	保育園	認定こども園	我孫子北地区	略	略	略		<p>（設置）</p> <p>第1条 幼稚園<b>及び保育園</b>における幼児期の教育から小学校の教育への円滑な移行を図るため、我孫子市幼保小連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、<b>幼稚園、保育園及び小学校</b>（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる<b>幼稚園、保育園</b>及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="3">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	構成機関			小学校	幼稚園	保育園	我孫子北地区	略	略	略
地区		構成機関																								
	小学校	幼稚園	保育園	認定こども園																						
我孫子北地区	略	略	略																							
地区	構成機関																									
	小学校	幼稚園	保育園																							
我孫子北地区	略	略	略																							

我孫子南地区	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	ひかり幼稚園	緑保育園 寿保育園 アンジェリカ保育園	めばえの森認定こども園
天王台地区	略	略	略	
湖北・湖北台地区	略	略	略	
新木・布佐地区	略	略	略	

別表第3（第6条関係）

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士 地区の認定こども園長又は当該認定こども園長が指定する保育士

我孫子南地区	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	ひかり幼稚園 <u>めばえ幼稚園</u>	緑保育園 寿保育園 アンジェリカ保育園
天王台地区	略	略	略
湖北・湖北台地区	略	略	略
新木・布佐地区	略	略	略

別表第3（第6条関係）

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。